

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 2 月 14 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

指定 番号	指定 年月日	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置	道路の申請者
第 5875 号	平成 24. 2. 9	メートル 4. 00	メートル 20. 29	京都市左京区川端通丸太 町下る東入東竹屋町 75-9, 75-14, 75-15, 75-16 , 75-17	東海建物株式会社 代表取締役 利本保徳

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)